

資 金 概 要

資 金 名	農林漁業セーフティネット資金〔公庫資金〕	
	林 業	漁 業
目 的 根拠法：日本 政策金融公 庫法	意欲と能力を有しながらも、不慮の災害、経営環境の変化等により、経営の維持安定が困難な林業者に対し、経営の維持安定に必要な資金の融通することにより、効率的かつ安定的な林業経営が林業生産の相当分を担う林業構造の確立に資する。	意欲と能力を有しながらも、不慮の災害、経営環境の変化等により、経営の維持安定が困難な漁業者に対し、経営の維持安定に必要な資金の融通することにより、効率的かつ安定的な漁業経営の育成に資する。
原 資	日本政策金融公庫資金	
貸 付 利 率	0.95～1.45% （最終改訂日：令和7年2月20日）	
貸 付 対 象 者	林業経営改善計画の認定を受けているもの 林業所得が総所得の過半を占める個人 林業粗収益が200万円以上の個人 林業売上高が総売上高の過半を占める法人 林業売上高が1,000万円以上の法人	【中小漁業者】 漁業経営改善計画の認定を受けているもの 【沿岸漁業者】 漁業所得が総所得の過半を占める個人 漁業粗収益が200万円以上の個人 漁業売上高が総売上高の過半を占める法人 漁業売上高が1,000万円以上の法人
資 金 使 途	①災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金 ②法令に基づく処分又は行政指導により経済的損失を受けた農林漁業の維持安定に必要な資金 ③社会的又は経済的環境の変化その他の農林漁業者の責めに帰すことができない事由により経営に支障をきたしている場合に、農林漁業経営の維持安定に必要な資金	
融 資 限 度 額	一般：600万円 特認：年間経費等の6/12以内（簿記記帳を行っていて、特に必要と認められる場合）	
償 還 期 間	15年以内（うち据置期間3年以内）	
担 保 ・ 保 証 人	日本政策金融公庫と借受者で相談のうえ、決定。	